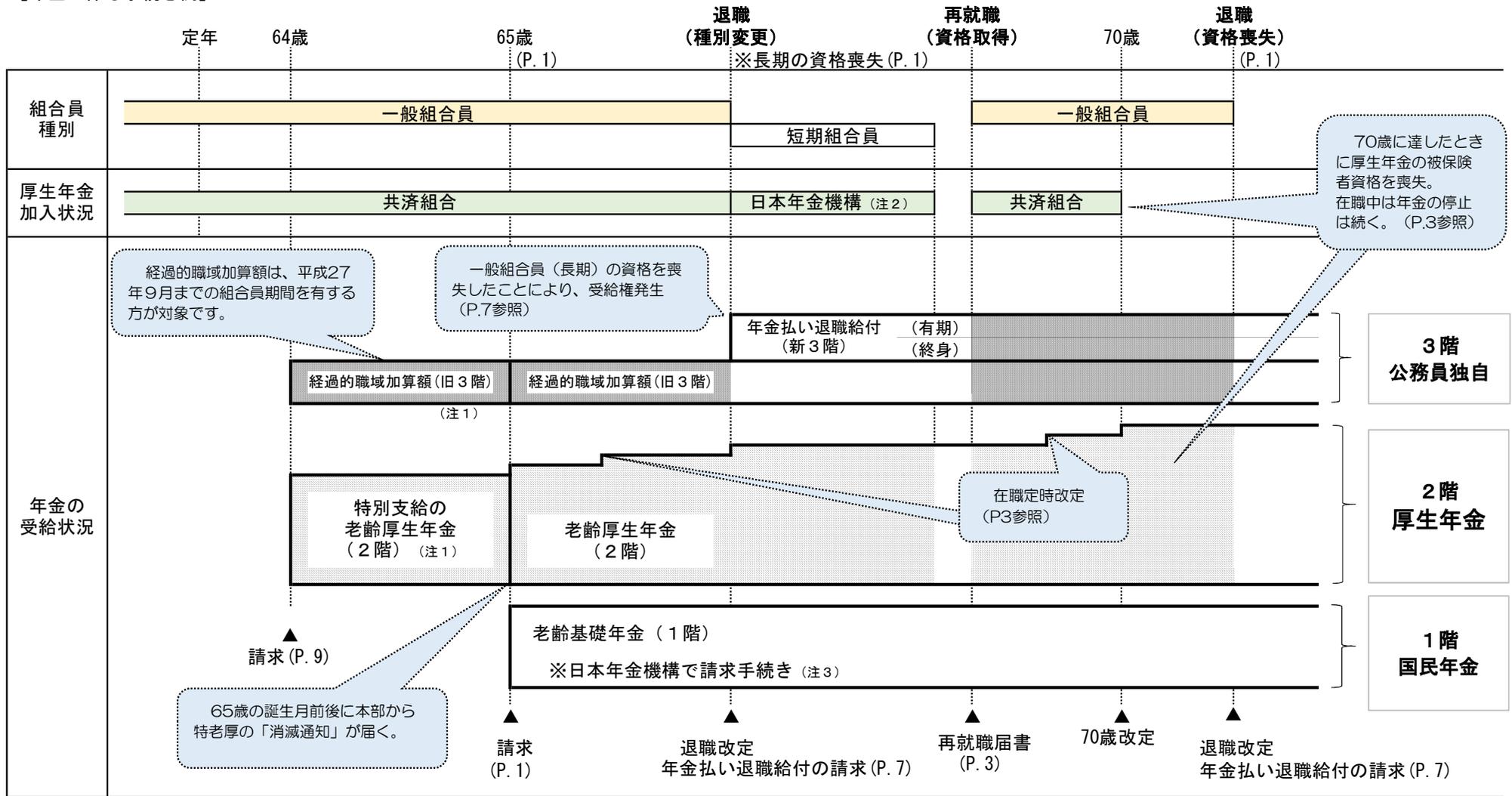


【年金に係る手続き例】



■ …支給停止

■ …全額又は一部支給停止

P3参照

注1 S34.4.2~S36.4.1生まれの方は、64歳から特別支給の老齢厚生年金、経過的職域加算額 (H27.9までの期間を有する方が対象) が支給されます。(P.9参照)

注2 短期組合員の期間に係る老齢厚生年金は、日本年金機構 (年金事務所) での手続きが必要です。

注3 公的年金加入期間が公務員の共済組合のみの場合は、最後の共済組合を通じて請求します。

※ 経過的加算額は省略しています。

※ 条件に該当する配偶者等がいる場合は、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。(P.2参照)